

差別的表現とマスメディア

内野正幸

目次

- 一 はじめに
- 二 差別的表現とは何か
- 三 差別的表現問題の扱い方
- 四 マスメディアにおける差別的表現問題
- 五 出版界における差別的表現問題
- 六 むすび
- 一 はじめに

本報告では、主としてマスメディアにとっての差別的表現問題を取りあげることにはしたい。その際、差別的表現問題の考察だけでなく、マスコミ論（やマスコミ界の実情）の検討も必要となつてこようが、ここでは、私の能力の関

係上、後者に立ち入ることはできない。この報告では、部落差別、障害者差別、女性差別などに関わる表現であつて、とくにマスメディアとの関係で問題になるものを扱つてみることにしたい。⁽¹⁾⁽²⁾ なお、マスメディアないしマスコミという言葉は、狭義では、新聞、テレビ、ラジオ、週刊誌など、多数の人々に大体同時に伝達される媒体を指すが、広義では、一般書籍などを含むものとして用いられうる。⁽³⁾ ここでは、主として狭義のマスメディアを問題にすることにす
るが、あわせて、副次的に一般書籍もとりあげることにはしたい(以下、単にマスメディアという場合は、狭義のそれを指す)。

(1) その意味で、本報告は、主たる考察対象が拙著『差別的表現』(有斐閣、一九九〇)とは異なる。一つには、拙著では、障害者を差別する表現はほとんど扱わなかつたが、報告では、かかる表現もとりあげる。また一つには、拙著では、主として、露骨な差別的意図を伴つた差別的表現(右翼的な政治運動における人種差別的表現や、落書、貼り紙などによる悪質な部落差別的表現)を検討の素材としたが、報告では、露骨な差別的意図を伴わない差別的表現を考察対象とすることにす。

(2) ただ、朝鮮人差別に関わる表現は、ここでは取り上げる余裕はない。それについては、内海愛子ほか編『朝鮮人差別とことば』(明石書店、一九八六)など参照。

(3) マスメディアないしマスコミの定義の仕方についての諸説については、マスコミ倫理懇談会全国協議会『マスコミの社会的責任』(日本新聞協会、一九六六)一八一〜一八七頁参照。

二 差別的表現とは何か

本報告では、差別的表現を次のように広く定義しておきたい。差別的表現とは、被差別部落民、一定の人種・民族、

心身障害者、女性、ある職業に従事する者、ある宗教を信仰している者、教育を受ける機会に恵まれなかった者、老人、病人、被爆者などの被差別者・社会的弱者に対する差別、偏見、侮辱ないし蔑視を内容としもそくは助長する表現をいう。この定義は、差別的表現が問題にされる理由としては、(a)被差別者・社会的弱者の側の心を傷つける、および(b)差別や差別意識を助長する、の二つがある、という認識に基づいている。この二点に関わつていえば、差別的表現は、(a)それ自体として「人権」を傷つけるものであるという意味で、また、(b)将来何らかの人権侵害を引き起こす原因となりうるものであるという意味で、被差別者・社会的弱者の人権を侵害する表現として定義することも可能であるまい。しかし、(a)では「人権」の語は人格的尊厳という素朴な意味で用いられている⁽⁵⁾という点や、(b)をもつて「人権を侵害する」と言い換えることは困難であるという点にかんがみ、私としては、このような定義はとらないことにする。

差別的表現とそれに類似する言葉との関係について、述べておくことにしよう。まず、差別的表現は、差別表現と違うのと異ならない。私が差別的表現という語を用いるのは、その意味するところが、法的な意味での差別(後述)を内容としもしくは助長する表現よりもかなり広いものである、ということにかんがみることである。

次に、差別的表現は、差別用語より広い概念であるといえる。それは、次の二つの意味においてである。第一に、単語(ないし語句)としての差別用語を使つてないが、内容的にみて差別を表現したり助長したりする文章や文書も少なくなく、それは差別的表現に属する。第二に、差別的表現という場合、言葉以外の表現手段(絵など)によるものを含む。

さらに、差別用語のかわりに差別語という言葉が使われることもある。この点に関しては、「抗議・糾弾する側は」差

別語』という呼び方を好んで使い、マスコミの側は『差別用語』という言い方を用いたという一般的傾向が認められる」のであり、このような違いは、「その背後の問題事象を捉えるパースペクティブにおける重大な相違・対立の存在を、示唆している」との指摘もみられる。しかし、ここでは、差別用語と差別語を同義のものとして捉えておくことにしたい。また、蔑視語という言葉が使われることもあるが、これも、差別用語などと一応同視してよからう。

さて、差別的表現については、特定人に向けられたものか否か、差別的意図を伴ったものか否か、いかなる場面でなされたものか、などの見地により、種々の類型化を行うことができよう。差別的表現の現われうる場面につきえば、それは、私的場面と社会的場面に大別することができよう。前者は、私的会話、独り言など、後者は、マスメディアのほか、一般書籍、映画、レコード、集会での発言、選挙運動、落書・貼り紙、パソコン通信、トレードマークなどをそれぞれ指す。

(4) この定義は、主として次の二つの点において、前掲(注(1))拙著(五頁)における差別的表現の定義よりかなり広いものである。第一に、ここでは、差別などを助長する表現も含ませてある。第二に、拙著にいう「少数者集団(マイノリティ)」に相当するものは、ここでは、「被差別者・社会的弱者」という範疇の下で、より広く(心身障害者などを含ませる形で)捉え直してある。

(5) たとえば、後述注(48)所掲の要望書では、「女性の人権を侵す表現」という言葉が使われている。

(6) 人権という言葉の素朴な意味と法律学(憲法学)的な意味との違いについては、拙稿「人権」『国際教育事典』(アルク、一九九一)参照。なお、同和問題が語られる文脈では、人権という言葉は素朴な意味で使われる傾向にある。

(7) 磯村英一『福岡安則編『マスコミと差別語問題』(明石書店、一九八四)一六頁(福岡)。なお、ここでは、差別語につき、「歴史的・社会的な過程のなかで、現実社会に敷衍する差別的な諸関係が一定のコトバにまといつくことによつて、

それ自体に特定の被差別者たちにたいするネガティブな情動的意味あい⁹が固着せしめられたコトバ¹⁰、とする定義が示されている。

(8) 今野敏彦『蔑視語』(明石書店、一九八八)

三 差別的表現問題の扱い方

差別的表現の問題へのアプローチの仕方は、種々ありうるが、それは、事実判断型接近法と価値判断型接近法に大別することができる。

前者は、社会学、心理学、言語学など(コミュニケーション論などを含む)による経験科学的分析を指す。ここでは、事実の認識・整序・説明が中心となるが、一定の評価も含まれる。(イ)差別的表現事件の認識(報告)・分析⁹、(ロ)その原因や効果の究明、(ハ)差別的表現に対するマスメディアの対応の仕方についての分析、(ニ)差別問題全体の中で差別的表現が占める比重・位置についての考察、(ホ)差別問題に関わる人間の行動様式における建前と本音の使い分け(本音で差別意識を抱きつつ建前では差別的表現を使われないように注意するという心理状況など)についての考察¹⁰、などがそれに属する。これらはいずれも、差別的表現問題(ないし差別的表現事件)より広い差別問題(ないし差別事件)に対する分析を行う中で、あるいはそれとの関連をふまえて、なされる必要がある。

ここでは、右のうち(ニ)につき一言しておくことにしよう。法的な意味で差別といえ、就職などにおける差別的扱い(処遇)を意味する(とくに、憲法一四一条一項にいう「差別」は、一次的には国家による差別的扱いを内容と

している)。よつて、差別的表現、差別意識や、社会的実態としての差異（被差別者・社会的弱者のおかれた劣悪な状況）⁽¹²⁾は、言葉の素朴な意味での差別には属しようが、法的な意味での差別には属さない。この点に関連して問題にすべきは、差別的表現と差別的扱いの關係についてである。両者は、法的見地からは明確に區別される必要がある（差別的表現は、差別的扱いとは異なり、憲法二一条により表現の自由の保障を享受しこそすれ、憲法一四条により禁止されることはありえない）が、社会的見地からは、連続体として捉えることができよう。法律学的思考法からは、表現と扱いを（さらには、表現と実態を）機械的に區別する捉え方が生まれやすい。しかし、社会的にみれば、差別的表現も差別的扱いも、差別意識が外部に現れたものとして、また、被差別者・社会的弱者の心を傷つけるものとして、共通項の下に位置づけられて然るべきであろう（のみならず、実態における差異も、差別的扱いに起因するものとして、また、差別的表現を醸成する一因となりうるものとして、差別的扱いや差別的表現と連続的に捉えられることが可能となろう）。また、差別的扱いの方が差別的表現より反倫理的である、とはいちがいにはいえない、とされることになろう。とまれ、差別的表現をもつて、差別的扱いと並ぶれつきとした社会的行為としてみる視点が重要となろう。このような点をもふまえつつ、素朴な意味での差別全体に占める差別的表現の比重につき考察することが必要となつてこよう。一つには、この比重は、差別的扱いの深刻さが弱まるにつれて高まってくるといえよう。また、差別的表現の問題と差別的扱いや実態の問題との關係につき、一方で、前者は言葉の問題にすぎず、後者と比べてささいな事柄である、とする姿勢、他方で、後者をないがしろにして前者にこだわりすぎる姿勢がありうるが、これらとともに克服されるべきであらう。

後者すなわち価値判断型接近法は、（イ）差別的表現に対する国家（地方自治体を含む）の対処法についての主張と、

(ロ)民間の団体や個人の対処法についての主張とに分かれる。価値判断型といつても、その基礎に一定の事実認識が伴うこと、いうまでもない。

(イ)は、政策的接近法および憲法解釈論的接近法を意味する。今日、特定人を対象としない差別的表現に関しては、法規制は存しないが、立法政策としても、法規制は、差別的意図をもつたきわめて悪質な差別的表現を対象とする場合を除き施されるべきでない、と考えるべきであろう(憲法解釈論的にいえば、法規制は右の場合に限り合憲になり、それ以外の場合には違憲になる、と解すべきであろう)。とくに、マスメディアに対する法規制は許されないのである。

行政政策についきいえば、差別(的表現)問題に対する行政機関の対処法としては、何よりも啓発が重要である。ここでは、啓発のあり方が一つの課題となろう(関連していえば、同和教育(に対する指導・助言)のあり方も、大きな問題となつてこよう)。行政機関の対処法のうち、その是非が議論の対象となりうるのは、差別的表現事件に対して自治体や法務局が指導・勧告に乗り出す場合である。最近の例をあげよう。一九九〇年の一〇月末から一一月初めにかけて、長野市は、九八年冬季五輪招致に向けての国際都市作りへの取り組みの一環として、市立学校等に対し『ちびくろサンボ』などの廃棄処分を求める通知を出した(そこには、各家庭に対し廃棄処分を求める趣旨も含まれて¹⁷⁾いた)。また、大体同じ頃、『週間少年ジャンプ』に掲載された漫画が、学校用務員に対する差別を助長するものとして、自治体大阪府本部などから抗議をうけたが、その際、徳島県教育委員会も、抗議の通知を出した。¹⁸⁾行政機関が個々の差別的表現に対し具体的に干渉・介入することは、民間の団体が差別的表現に抗議する場合と異なり、場合により重大な憲法問題を引き起こす可能性があるであろう。

(ロ) すなわち差別的表現に対する民間の団体や個人の対処法についての主張は、さらに二つの問題に分かれる。それは、(a) マスメディア等に関わる団体や個人は差別的表現につきどう対処すべきかという問題と、(b) 倫理的に許されない(あるいは使用を避けるべき) 差別的表現とは何かという問題である(念のためいえば、倫理的に許されないということと、法的に許されないということは、別個の事柄であり、倫理的に許されない差別的表現だからといって、ただちに法規制を施してよいということにはならない)。とりあえず(b)の問題につき一言すれば、内容的にみて被差別者・社会的弱者を侮辱・蔑視している表現が倫理的に許されない差別的表現に当たるのは、いうまでもないが、個々の単語については、話は微妙である。抽象的にいえば、ある言葉が被差別者・社会的弱者の側から差別的であるとの指摘を受け、この点がいれば社会的に了承されるにいたった場合が、それに当たる、ということになる。ただ「いまでも、差別問題への真の認識からではなく、部落解放運動団体などから抗議、糾弾をうけるかどうかを、『差別語』『差別表現』判断の基準として¹⁹⁾いることが問題である」、との指摘もなされており、かかる点も含め、具体的な判断となると必ずしも容易であるとはいえないであろう。

(9) 部落差別に関しては、とりわけ、部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会編『全国のあいつぐ差別事件』(解 放出版社)の各年版を参照。なお、部落差別的表現事件の続発・悪質化という現状認識に対しては、一部に、疑問を呈示する声もある(たとえば、奥山峰夫「差別撤廃と部落差別の法規制」部落問題研究一〇七号(一九九〇)二頁以下、八〇一〇頁)。

(10) とりわけ、磯村『福岡編・前掲書(注(7))の第二部を参照。

(11) 菱山謙二『人権と同和問題』(明石書店、一九九〇)九四〜九八頁参照。

(12) この点に関わつては、同和行政(論)の分野では、「実態的差別」の語が用いられる傾向にある(たとえば、菱山・前

掲書(注(11))一三九頁)。この語は、社会的実態としての差異を主たる内容とするが、差別的扱いをも含むものに帰しよう。

(13) たとえば、内野正幸『林陽子』松井茂記「座談会・現代社会と『差別的表現』」書齋の窓 三九八号(一九九〇)二頁以下、一四〇一七頁参照。

(14) 前掲(注(1))拙著一六〇〜一六一頁、一六八頁参照。なお、市川正人「書評・内野正幸著『差別的表現』」法学セミナー四三〇号(一九九〇)二二四頁は、この点につき、「あまり異論はないかもしれない」、と評している。

(15) なお、啓蒙という言葉は、蒙(無知)を啓くという意味の言葉であつて適当でないときれ、今日では、これにかわつて啓発という言葉が使われる傾向にある。

(16) その例については、以下の本文で述べるところのほか、前掲(注(1))拙著二頁注(1)参照。

(17) 朝日新聞東京本社版一九九〇年一月一五付夕刊など参照。

(18) 読売新聞東京本社版一九九〇年一月一四日付朝刊参照。

(19) 高木正幸『差別用語の基礎知識』(土曜美術社、一九八八)一三頁。

四 マスメディアにおける差別的表現問題

ここでは、主として部落差別的表現をとりあげることにし、それ以外のものとしては、障害者差別的表現や女性差別的表現に簡単にふれるにとどめることにする。

(一) 部落差別的表現

部落差別的表現は、戦前から種々の形で問題にされてきたが、それをめぐってマスメディアが抗議を受けることが多くなり神経質になってきたのは、とくに一九七〇年前後からであり、この点は、七三年にピークに達したといわれている。⁽²⁰⁾

マスメディアによる部落差別的表現の事例の中から、若干のものを拾い上げてみよう。古くは、一九五五年一月九日付朝日新聞は、文壇につき「特殊部落的偏狭さに満ち満ちている」、とするある作家の文章を載せた。⁽²¹⁾ 七三年七月一九日、フジテレビの「三時のあなた」の放送の中で、ゲストのT氏は、「特殊部落ですよ。芸能界つてのは」と発言した（なお、番組の終わりに、「T氏の発言に不穏当なところがありましたので、お詫びして訂正いたします」、と放送された⁽²²⁾）。八七年一月一九日、日本テレビの「イレブンPM」の放送の中で、ゲスト出演者が「永田町は特殊部落だから」、と発言した。⁽²³⁾ 以上は、「特殊部落」という言葉を比喩的に用いた例である。そのほかに、八三年九月一日付毎日新聞の投書欄には、「落伍者は『非人』』という表現を含む投書が掲載された。⁽²⁴⁾ また、「士・農・工・商・ゲンダイ女性」といった形で、「士・農・工・商」のあとにある言葉を添える表現も、少なからず見られた。⁽²⁵⁾ さらに、結婚差別に関しては、七三年七月二九日に、フジテレビ系の番組「おもしろい夫婦」の中で、司会者が、「この方のことは帝国興信所できつちりと」、と発言した。⁽²⁶⁾ 八八年一月一三日に放映された朝日放送の「新婚さんいらっしゃい」の中では、家柄や血筋が問題にされた。⁽²⁷⁾ また、八五年三月一日付の「社会新報」（社会党機関紙）には、結婚相手の素性が重要である旨の記事が載った。⁽²⁸⁾

このような部落差別的表現は、運動団体から抗議を受けるなどしてきた。とりわけ部落解放同盟は、糾弾・確認会をもつなどして厳しい抗議行動に出る傾向にあった。確認会には、行政機関が立ち会うこともあった。⁽²⁹⁾ また、八五年

には、解放同盟側は、糾弾は行政、法務局など幅広い層といつしよにやりたい旨発言している⁽³⁰⁾。他方、解放同盟と対立関係にある全解連（旧「正常化連」）も、独自の立場で（かつての確認・糾弾の方針を改めた上で）、時々、差別的表現事件に対し抗議を行ってきた⁽³¹⁾。

差別的表現（より広くは差別）に対する糾弾は、水平社以来の解放同盟の重要な運動方針となってきた。今日では、以前とは異なり⁽³²⁾、差別的表現に対し一定の条件の下に法規制を施すべきであると主張も出されているが、糾弾を重視する立場そのものは従来と変わっていないといえよう。ただ、かつて、糾弾の行き過ぎが社会的な批判を浴びたこともあって、最近では、糾弾などのやり方が変わりつつあるともいえる。

それでは、どのような差別的表現が糾弾の対象となる、とされてきたであろうか。一九二二年の全国水平社創立大会の決議の中では、次のように述べられていた。「吾々に対し穢多及び特殊部落民等の言動によって侮辱の意志を表示したる時は徹底的糾弾を為す⁽³⁴⁾」それ以来、基本的には、侮辱の意志の有無が問題にされてきた⁽³⁵⁾。それとともに、副次的に、差別的表現のもたらす社会的影響（差別を助長するおそれ）も、考慮に入れられてきた⁽³⁶⁾（この基準によると、マスメディアによる差別的表現は、それ以外の差別的表現に比べて社会的影響が大きい、とされることになろう）。すなわち、解放同盟によると、「たとえ『侮辱の意志』が主観的にはなかったとしても、それが客観的には社会意識として存在する差別観念の表現の形態であるということ、そして他の人びとの、これまた社会意識として存在する差別観念とむすびつき、それが差別を助長する方向にむかうとき、……断固として糾弾せねばならぬ⁽³⁷⁾」、とされる。そして、「『特殊部落』ということばは、」いかに主観的に『特殊な社会』という意味でつかつていようと、客観的には『侮辱の意志』と結びついて吐きだされたことばに、まちがいはない⁽³⁸⁾」、とされる。しかし、反倫理的な差別的表現の判定基

準についてのこのような説明の仕方は、「侮辱の意志」という概念にこだわりすぎるものであって、必ずしも明快でないように思われる。むしろ端的に、差別的表現は、侮辱の意志による場合はもちろん、そうでない場合でもはなはだしく被差別者の心を傷つけ差別を助長するおそれのあるものである場合は、倫理的に許されず、糾弾の対象となる、と説いた方がすつきりするであろう。⁹⁹このような基準によった場合、「特殊部落」という言葉は、比喩的に用いる場合も含め、少なくとも被差別者の心を深く傷つけるものとして、その使用を避けるべきである。ただ、「特殊部落」という言葉が差別的意図の下に作られたものなのかという点については、議論がある。¹⁰⁰

解放同盟による糾弾は、抗議という意味合いだけでなく、教育という意味も含んでいる、とされる。この点に関わって、解放同盟は、差別的表現事件を起こしたマスメディアなどに対し、同和問題についての社内研修を要求することが少なくない。また、場合により、差別撤廃に向けての紙面・番組作りを求めることもある。この点に対しては、一部から、解放同盟によるイデオロギーの押しつけではないか、との疑問も出されている。思うに、社内研修などを要求するのも、有形力の行使を伴わないかぎり表現の自由に属するのであり、かかる要求にどう対処するかは、マスメディアなどの主体性いかんにかかっているというべきであろう。

(20) 用語と差別を考えるシンポジウム実行委員会編『差別用語』(汐文社、一九七五) 二二―二三頁、二六頁参照。

(21) 同・八五頁参照。

(22) たとえば、高木・前掲書(注(19)) 二九頁参照。

(23) たとえば、同・三六頁参照。

(24) たとえば、同・四一頁参照。

(25) 同・四八―五〇頁、部落解放同盟中央本部編『差別表現と糾弾』(解放出版社、一九八八) 一六七―一六八頁参照。

- (26) 前掲(注(20))『差別用語』五一頁参照。
- (27) 前掲(注(9))『全国のあいつぐ差別事件・一九八八年版』(一九八九)一四九頁参照。
- (28) たとえば、高木・前掲書(注(19))五七頁参照。
- (29) たとえば、前掲(注(20))『差別用語』九〇頁参照。
- (30) 高木・前掲書(注(19))二八八〜二八九頁参照。
- (31) 「差別表現と『糾弾』——解同、全解連に聞く」創一九九〇年九月号五二頁以下、五六〜五九頁参照。
- (32) 解放同盟は、かつては、差別的表現への法規制に対し否定的な態度をとっていた。この点を示す例として、土方鉄編著『差別と表現』(部落解放研究所、一九七七〔改装版〕)四頁参照。
- (33) 前掲(注(1))拙著一四〇〜一四二頁参照。
- (34) 前掲(注(25))『差別表現と糾弾』二二七頁。さらに同・二二二頁参照。
- (35) 同・二九頁参照。
- (36) なお、一九三五年に水平社が発した「差別糾弾方針確立に関する件」の中でも、小説・映画における差別的表現については「それが社会に及ぼすところの影響」を考慮すべきである旨述べられていた(同・二三九頁参照)。
- (37) 同・三二頁
- (38) 同・三三頁
- (39) これに対し、高木・前掲書(注(19))二九九頁は、反倫理的な差別的表現かどうかは、「被差別部落関係者……などを阻害する意志があったかどうかで、判断すべきである」旨述べている。
- (40) たとえば、前掲(注(25))『差別表現と糾弾』二七九〜二八〇頁、灘本昌久『差別語』といかに向きあうか(上)・(下)こべる一三七号一頁以下、一三九号一頁以下(一九八九)参照。

(二) 障害者差別的表現

障害者差別的表現に反対する運動がとくに顕著に行われたのは、一九七四年であるとされる⁽⁴¹⁾。この頃より、障害者関係の運動団体は、マスメディアによる「きちがい」などの語の使用に抗議する運動を展開し、次第に、種々の障害者差別的表現を禁句とする社会風潮が定着するにいたった。ただ、何をもちて障害者差別的表現とみなすか、という問題がある。実質的にみて障害者を侮辱的に描き出したり、障害者への偏見を助長する表現が反倫理的な差別的表現に当たることは、いうまでもないが、個々の単語については、判定が微妙になってくる。「きちがい」という語のほかに、「めくら」や「つんぼ」などは、明らかにそれに当たるとされている。こと「きちがい」という音声については、精神病患者の治療にとりマイナスである、ともいわれている⁽⁴²⁾（もつとも、いちがいにそうとはいえない、との指摘もみられる⁽⁴³⁾）。この点はさておき、「色きちがい」、「めくら判」、「つんぼさじき」などの言葉の使用が許されるかをめぐっては、意見が分かれうる。たとえば、熱中しすぎている人（マニア）という意味で「○○きちがい」という言葉を使うことも、運動団体による抗議の対象となつてきており⁽⁴⁴⁾、また、マスメディアの側でも禁止事項とされる傾向にあるが、他方、かかる言葉については、障害者を指して「きちがい」と言う場合と異なり、いちがいに許されないとはいえない、とする意見もある⁽⁴⁵⁾。

障害者差別的表現については、その他種々の問題があるが、ここでは論じる余裕はない⁽⁴⁶⁾。

(41) 前掲（注（20））『差別用語』一九頁参照。

(42) 用語と差別を考えるシンポジウム実行委員会編『続・差別用語』（汐文社、一九七八）三〇四頁（毎日放送番組審議

室)。

(43) 同・二六一頁〔吉川修〕。

(44) たとえば、前掲(注(20))『差別用語』二〇頁参照。

(45) 前掲(注(42))『続・「差別用語」二七〇頁〔高山秋男〕』。

(46) この問題については、たとえば、生瀬克己編『障害者と差別語』(明石書店、一九八六)参照。

(三) 女性差別的表現

女性差別的表現に反対する動きや、女性差別的表現は許されないとする人々の意識は、部落差別的表現の場合などと比べると、より遅れているといえよう。

運動団体がマスメディアに申入れをした例につきいえば、古くは、国際婦人年に当たる一九七五年、市川房枝氏らを代表とする「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」は、NHKに対し、テレビによる女性差別的表現は許せない、とする申入れを行った⁽⁴⁷⁾。最近では、八九年一月八日、市民団体「マスメディアと人権ネットワーク」が、NHK番組基準や放送連放送基準に女性差別を助長する表現をしないことなどを求める内容の要望書を提出した⁽⁴⁸⁾。この要望書では、かかる表現の中にたとえば次のものを含ませている。(イ)「女性の価値として、若さや外見を男性の性的欲求の対象物にして性の商品化を肯定する表現」。

このうち(ハ)に関しては、それ自体(もしくはそのうち裸身の写真などを伴うもの)をポルノと呼ぶとともに、

その存在ないし氾濫に反対する主張が、フェミニストの側から出されている。⁽⁴⁹⁾ この問題に関しては、ここでは、次のような文章を引用するにとどめておこう。「ポルノの氾濫を女性蔑視の観点からとらえるのは間違っていない。だが、その対策を権力の取締にすぎるようでは、何の解決にもならない。権力が好む「公序良俗」という言葉は、いぜん良妻賢母というような男性支配イデオロギーを内容としているからである。」⁽⁵⁰⁾

女性差別的表現の場合、何をもちて差別とみなすべきかにつき、他の種類の差別の場合と比べて、いっそう価値観が分かれやすい。性に基づく役割分担の固定化をもつて性差別とみなす女子差別撤廃条約五条が、一応の参考になるが、それは、一つのヒントにすぎない。女性差別的表現については、これまでにも、「女性とマスメディア」といった分野の一環として、また、それ以外の視覚から、若干の議論がなされてきたが、今後、女性学、コミュニケーション論、家族社会学、憲法学などの学際的共同研究による積極的取り組みが必要となつてこよう。

(47) 朝日新聞東京本社版一九七五年九月二四日付朝刊参照。

(48) 毎日新聞東京本社版一九八九年一月八日付朝刊参照。要望書の全文は、GAZETTE 一〇巻三八号(一九九〇)一〇
〜一一頁に掲載されている。

(49) 前掲(注(一))拙著の第七章のほか、行動する女たちの会編『ポルノ・ウォッチング』(学陽書房、一九九〇)、加藤春恵子「フェミニズムと性表現」新聞学評論三八号(一九八九)七四頁以下、船橋邦子「ポルノグラフィの政治学」別冊宝島八五号(フェミニズム入門)(一九八八)二四六頁以下、同「ポルノ文化と性暴力」現代思想一八巻一号(特集・ポルノグラフィ)(一九九〇)一四八頁以下、など参照。

(50) 清水英夫「情報と権力」(三省堂、一九八四)一九八頁。

(四) マスメディアの対応の仕方

マスメディアにおける差別的表現問題という場合、そこには、(イ)マスメディア自らの起こす差別的表現事件の問題のほか、(ロ)どこかで起きた差別的表現事件に対するマスメディアの報道のあり方の問題が含まれる。これまでに(一)〜(三)でみてきたのは、(イ)の方であるが、マスメディアの対応の仕方を考える場合には、(ロ)の問題をも視野に入れる必要がある。

まずは、(ロ)に関わる例を一つあげよう。一九七五年三月二五日、各紙朝刊に、東京都選管は都知事選候補の選挙公報に不穏当な差別用語があるとして職権で削除した、という趣旨の記事が載った。この選挙公報では「エタ」などの言葉が使われていたということであるが、この点は報道されなかった。⁵¹⁾このような報道のあり方の問題は、より広くは、差別的表現問題に限らぬ差別問題に対する報道のあり方の問題へと連なっていくであろう。従来マスメディアの間では、部落問題につきタブー視したり、とりあげずにすませたりする傾向がみられた(もちろん、中には例外的現象もみられた)⁵²⁾。また、最近では、週刊誌などにおいても部落問題がとりあげられることがまれでなくなつた。その際、問題の所在を明らかにするためにあえて差別用語を使うことがありうる、という趣旨の断り書きが付される傾向にある。⁵³⁾マスメディアは、前述の(イ)の場面においてはもちろんのこと、右のような(ロ)の場面においても、差別的表現の問題につき十分な配慮を示す必要がある。

さて、マスメディアは、とくに一九七〇年代より、差別的表現の問題に対し、⁵⁴⁾言いかえ集⁵⁵⁾などにより対処する姿勢を強めてきた。⁵⁶⁾差別的表現に対するマスメディアのチェックとしては、事前のもののほか、事後のものがありうる

が、ここでとくにとりあげるべきは、事前チェックの方である。差別的表現の事前チェックは、大多数の放送局・出版社でなされているようであり、放送局の場合は報道部、制作部およびアナウンス部、新聞社の場合は取材各部、整理部および校閲部で事実上行われている、といわれているが、放送局の場合（しかも生放送の場合）は新聞社の場合より有効な事前チェックを行っていくといえよう。いずれにせよ、事前チェックは、差別的表現問題を担当する特別の機関によって組織的に行われているものではないが、マスメディアにおける種々の自主規制のうちのひとつとして捉えることができ、よって、マスメディアの自主規制をめぐる議論の文脈で論じ直すことができる。

差別的表現に関わる自主規制は、ときに好ましくない傾向をもうみだすようになった。その一つは、マスメディアの側が、運動団体から抗議を受けるのを恐れて、言葉（たとえば、被差別部落民を指す賤称ともなりうる「四つ」という言葉）の使用につき神経質になりすぎる、という傾向である。⁽⁵¹⁾このことは、問題になりうる言葉の使用を避けさえすればよい、とするマスメディアの側の安易な態度の一つの現われとみることができよう。そもそも、言葉の言い替えによる対応は、差別問題の本質に迫ろうとしないものであり、この点が運動団体から批判を受けるのも、当然のことといえよう。かかるマスメディアの姿勢は、部落差別の問題の報道に対する消極姿勢とともに、事勿れ主義的傾向の現われとして捉えることができる。

(51) 前掲（注（20））『差別用語』九五〜九六頁参照。

(52) たとえば、磯村＝福岡編・前掲書（注（7））一四〇〜一四四頁参照。

(53) なお、前掲（注（25））『差別表現と糾弾』四一頁によると、「『穢多』などの」ことばを使うときには、社会意識として存在する差別観念を助長しないような、適切な記述な注釈が必要だろう」とされる。

- (54) たとえば、部落問題研究所編『表現の自由と「差別用語」』（部落問題研究所出版部、一九八五）五三〜五四頁、前掲（注（20））『差別用語』二八六〜三三三頁参照。
- (55) 磯村∥福岡編・前掲書（注（19））一三二頁、一三四頁参照。
- (56) 前掲（注（3））『マスコミの社会的責任』四四頁参照。
- (57) 磯村∥福岡編・前掲書（注（19））一三六頁
- (58) それについては、邦語文献だけでも、かなりの数のものが存する（一例としては、石村善治∥奥平康弘編『知る権利』（有斐閣、一九七四）八八〜一〇二頁（石村））。しかし、それらにおいては、なぜか、差別的表現の自主規制の問題にふれられていない。
- (59) この点を示す実例をあげれば、一九七二年三月までNHKが「四つの目」というタイトルの下に放送していた番組が、四月より「レンズはさぐる」というタイトルの番組に衣替えした。また、歌手ちあきなおみの「四つのおねがい」は、七年から七五年にかけて、関西の民間放送局では事実上放送禁止歌にされていたといわれている（前掲（注（42））『続・「差別用語」』一九四頁）。
- (60) たとえば、前掲（注（25））『差別表現と糾弾』三四〜三五頁、二八一〜二八二頁参照。

五 出版界における差別的表現問題

差別的図書の出版といえば、その最たるものは、部落地名総鑑の発行であろう。これは、一九七〇年代を中心に、被差別部落の地名を一覧できるようにした本が企業などに販売された事件である。⁽⁶¹⁾ 部落差別を助長する明白な意図をもったこのような表現行為に対しては、一定の法的規制を施すことも許されうるであろう。本報告の流れの中でとり

あげるべきは、このような悪質な差別的表現ではなく、出版物の中で差別的意図を伴うことなく差別的表現が使用された場合であろう。若干の例をあげよう。

一九七六年、童話『ピノキオ』が、その中に障害者差別的表現を含むとして、市民団体より抗議を受けた。⁽⁶²⁾ そこで、『ピノキオ』の全面回収の要求が出された。八八年には、『ちびくろサンボ』が、市民より抗議を受けたのをきっかけに、各出版社で相次いで絶版となった。⁽⁶³⁾ また、同じ頃、堺市の女性運動団体は、名作童話など一一八点の作品につき、差別や偏見を助長する表現があるとして、出版元に対し表現の改善や絶版処分を求めていく方針を打ち出した。⁽⁶⁴⁾ もちろん、解放同盟も、差別的表現を含む書籍に関し、出版社などへ抗議の申入れをすることがまれてなかった。ただ、その際、「よほどひどい場合を除いては、回収を要求したりはしない」とする立場をとるとともに、「その表現を、著者や出版社がよくみつめ、真摯にどこに問題があるかを考え、明らかにするような解説や追補によって、きちんとした姿勢が示されることを、望んでいる」としている。⁽⁶⁵⁾ とまれ、抗議する側も抗議を受ける側も、真剣に話し合う中で問題を考える姿勢をもつことが必要であろう。最近(九〇年一〇月)、ウォルフレン氏の著書(訳書)の中に差別的表現があるとされた事件において、著者と解放同盟の間で公開の話し合いがもたれたが、今後の動向をうらなう一つの試みとして注目されてよからう。

(61) たとえば、友永健三『部落地名総鑑事件』(解放出版社、一九八九)参照。

(62) たとえば、杉尾敏明―棚橋美代子『ちびくろサンボとピノキオ―差別と表現・教育の自由』(青木書店、一九九〇)の第2部を参照。

(63) 同書の第一部のほか、径書房編『ちびくろサンボ』絶版を考える』(径書房、一九九〇)、拙稿「人種差別を助長する

表現の自由？」法学セミナー四二五号（一九九〇）六〇頁以下、など参照。

(64) 毎日新聞東京本社版一九八九年六月二九日付朝刊参照。

(65) 前掲（注（25））『差別表現と糾弾』三六頁。

(66) 朝日新聞東京本社版一九九〇年一〇月三一日付朝刊参照。

六　むすび

ある差別的表現が使用された場合、それに反対する運動のやり方としては、大別して次の二つが考えられよう。第一の型は、差別的表現の使用者に直接抗議し、使用の中止を求める運動である。第二の型は、差別的表現使用の反倫理性を一般市民に訴える表現を行うという運動である。第一の型は、差別的表現の追放を直接求める性格のものであるが、第二の型は、かかる性格をもたない。『言論には言論で』という考え方の本来の趣旨からいえば、第二の型の方が望ましいといえようが、差別的表現に反対する運動においては、第一の型の方がより重視される傾向にある。この点は、被差別者・社会的弱者の心を傷つけ差別（意識）を助長するおそれをもつという差別的表現の本質からみて、当然の事理に属するのかもしれないが、今後、運動の進め方については、もう少し議論があつてよからう。

マスメディアや出版界の側は、第一の型の運動に遭遇すると、萎縮してしまう傾向にある。「マスコミ界にみられるのは、差別語の問題を人権の問題としてマスコミ機関自身が主体的に判断していこうとするのではなくて、被差別者や解放運動体のいわば顔色をうかがうことで、『トラブル』を回避したいとする姿勢であらう」と評されるゆえん

である。

マスメディア（や出版界）は社会的影響が大きいだけに、差別的表現に関しては何よりも関係者の自覚が重要だといふべきであろう。その意味で、差別問題への深い認識をふまえた上でなされる関係者の事実上の自主規制は必要であろうが、マスメディアなどに、差別的表現に関わる特別の自主規制機関を制度化するのは、妥当ではなからう。差別的表現問題に対するマスメディアの対処法については、——関係者には過大な要求に聞こえるかもしれないが——差別問題を自ら積極的に学ぶことが重要である、といふべきであろう。⁽⁶⁸⁾

(67) 前掲（注（7））『マスコミと差別語問題』三五頁。

(68) この点につき、同・四八頁は、次のように述べている。「大多数のマスコミ人が差別問題の現場に取材に出、差別の問題に触れることをとおして、認識を深め、感性をきたえ、おのずから差別語の何たるかを理解して、差別語はあくまであえて自覚的にのみ使いこなせるようになっていなければならない。」

〔付記〕 本稿は、一九九〇年一月一七日に東京女子大学で行われた日本新聞学会一九九〇年度秋季研究発表会における私の同名の報告を——若干の加筆・補正の上——活字にしたものである。